

富士見市議会基本条例（平成23年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（災害時の議会の対応）</u></p> <p><u>第3条の2 議会は、災害時において、議会機能を的確に維持するものとする。</u></p> <p>（市民との情報共有）</p> <p>第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開とし、市民が適切に傍聴することができるよう環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（議員と市長等の関係）</p> <p>第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関（その補助職員を含む。以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>（1） 本会議又は委員会における議員の<u>質疑又は質問</u>（以下「質疑等」という。）は、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>（2） 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から<u>質疑等</u>を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。</p>	<p>（市民との情報共有）</p> <p>第6条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の会議を原則公開する_____。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（議員と市長等の関係）</p> <p>第7条 議会審議における議員と市長等の執行機関（その補助職員を含む。以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。</p> <p>（1） 本会議又は委員会における議員の質疑_____は、論点及び争点を明確にして行うものとする。</p> <p>（2） 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から<u>質問</u>を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対して反問することができる。</p>